

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 岐阜県警察会計担当官 山口 寛峰（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、次のとおり業務委託契約を締結する。

- 1 契約事項 岐阜県警察学校射撃場バックストップ改修に伴う産業廃棄物の収集・運搬業務委託
- 2 委託業務 岐阜県警察学校から排出される産業廃棄物（鉛含有弾丸漏洩防止ゴムシート及び補強材等）の収集・運搬
- 3 契約金額 ￥－
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ￥－
「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出した額である。
- 4 履行期限 令和 9 年 3 月 26 日まで
詳細は別添仕様書のとおり
- 5 引渡し場所 岐阜県関市希望ヶ丘町 1 番地 岐阜県警察学校射撃場
- 6 契約保証金 徴収免除

（目的）

第 1 条 乙は、この契約に定める条件に従い、表記委託業務（以下「業務」という。）を表記履行期限までに履行しなければならない。

- 2 契約金額は、表記のとおりとする。ただし、履行期限内に予期することのできない異常の理由に基づく経済情勢の変化により物価の変動を生じ、そのために契約金額が著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議して契約金額を変更することができる。

（業務）

第 2 条 乙は、仕様書に定めるとおり岐阜県警察学校バックストップ改修業務により排出された廃棄物を産業廃棄物として、関係法令等を遵守して収集・運搬を行う。

- 2 甲は、廃棄物の適正処理のために必要な情報を乙に通知しなければならない。
- 3 甲は、必要と認めるときは、委託業務の処理状況を調査し、又は乙に対し報告を求めることができる。
- 4 前各項に係る一切の費用は、乙の負担とする。

（事業範囲及び許可証の添付）

第 3 条 収集運搬の事業範囲は以下のとおりであり、この事業範囲を証する許可証の写しは別添のとおりである。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出する。

[特 別 管 理 産 業 廃 棄 物]

(収 集 場 所)

許可都道府県・政令市

事業の範囲

許可番号

(積 替 保 管 場 所)

許可都道府県・政令市

事業の範囲

許可番号

(搬 入 先)

許可都道府県・政令市

事業の範囲

許可番号

(委託する産業廃棄物の種類、数量)

第4条 甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類、数量は次のとおりとする。

特別管理産業廃棄物 713 kg (予定)

表面材(A) : (H500×W1000×D43mm 難燃性) 13 枚

表面材(B) : (H250×W1000×D43mm 難燃性) 2 枚

支柱材(C) : (H250×W1000×D43mm 難燃性) 22 枚

表面材(A') : (H505×W590×D43mm 難燃性) 1 枚

表面材(B') : (H250×W590×D43mm 難燃性) 1 枚

補強材(D) : (H505×W430×D190×T0.8mm) 32 枚

弾丸漏洩防止ゴムシート(E) : (H1100×W3000×T1.0mm) 17 枚

取付ビス : (φ4.5×L90 mm) 4 箱 (200 本入り)

その他 (ブルーシート他)

2 輸入廃棄物なし

(搬入先)

第5条 乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を甲の指定する次の処分業者に搬入する。

[特 別 管 理 産 業 廃 棄 物]

(搬 入 先)

名 称

所 在 地

許可番号

(収集・運搬過程における積替保管)

第6条 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を法令に基づき、かつ、契約期間

内に確実に収集運搬できる範囲で行うことができる。

- 2 積替保管場所から処分場までの二次運搬について、乙が他の収集運搬業者に行わせる場合には、事前に甲の承諾を得るとともに、当該事業者のこの事業範囲を証する許可証の写しを甲に提出すること。

(適正処理に必要な情報の提供及び義務と責任)

第7条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、あらかじめ次の事項について、乙に提供しなければならない。

- (1) 形状、性状（成分、組織、臭気）等及び荷姿。
 - (2) 通常の保管状況の下での腐敗や揮発等に伴って起こる性状変化の有無。
 - (3) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障の有無。
 - (4) 本契約の有効期間中に、甲の製造工程や排出工程等の変更により産業廃棄物の形状、性状等に変化の発生が判明した場合。
 - (5) J I S C 0 9 5 0 号に規定される含有マークを付された産業廃棄物である場合。
 - (6) その他取扱う際に注意すべき事項。
 - (7) 当該廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を文章にて通知しなければならない。
 - (8) 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その旨。
- 2 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかにその変更の内容及び程度の情報を通知する。
 - 3 甲は、産業廃棄物の搬出の都度、委託する産業廃棄物のマニフェストに必要事項を正確かつ遺漏なく記載し乙に交付するものとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。
 - 4 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から、第5条に規定する運搬の最終目的地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。尚、この間に発生した事故については、甲の責に帰すべき場合を除き乙が責任を負うものとする。
 - 5 甲は、乙が産業廃棄物の収集・運搬に支障を生じさせる恐れがあるものとして甲に別途通知する物質及び本契約に明記されていない産業廃棄物が混入しないようにしなければならない。万一混入した事により乙の業務に重大な支障を生じ、又は生ずる恐れのある場合は、乙は産業廃棄物の引取りを拒む事ができる。尚、本条の規定に違反して甲が混入させた物質により、乙による収集・運搬に支障が発生した場合及び関連施設に損害を与えた場合、甲はその賠償の責を負うものとする。

(委託業務終了報告)

第8条 乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務が完了したときは、遅滞な

く完了届、産業廃棄物マニフェストB 2 票の提出又は電子マニフェストの登録を行わなければならない。

- 2 甲は、前項の完了届を受理したときは、その日から 10 日以内に検査し、合格と認めた場合は乙に通知する。
- 3 甲は、検査の結果、必要があると認める場合は、期日を定めて乙に必要な措置をとらせ、それに関する報告書を提出させることができる。この場合において、必要な措置に要する費用は、乙の負担とする。
- 4 第 2 項の規定は、前項の必要な措置についても準用する。

(契約金額の支払)

第 9 条 乙は、前条 2 項の通知及び別途契約する当該産業廃棄物の処分に係る完了の通知を受けたときは、甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬費と処分費の合算金額を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、乙から適法な請求書を受理したときは、その日から 30 日以内（以下「約定期間」という。）に、その対価を乙に支払うものとする。
- 3 甲の委託する産業廃棄物の業務委託料は、収集運搬事業者へ一括で支払うものとし、収集運搬事業者への支払いをもって処分事業者への支払いについては収集運搬業者が全責任を負うものとする。

(支払遅延利息)

第 10 条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対し契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365 日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が 100 円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(危険負担)

第 11 条 業務及びそれらに係る付随的役務等に伴い、第三者又は業務従事者の生命、身体及び財産に危害を与えた場合は、甲の責に帰すべき場合を除き乙が責任を負うものとする。

(契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止)

第 12 条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和 28 年法律第 196 号）第 2 章第 2 節に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関（以下「金融機関」という。）又は資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）に対して債権を譲

渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、信用保証協会、金融機関又は特定目的会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 467 条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号）第 4 条第 2 項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合にあっては、乙は丙に対し次の各号の定めを同意させ、又は遵守させる義務を負う。
 - (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減できる権利を保留すること。
 - (2) 丙は、譲渡対象債権を第 1 項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。
 - (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、専ら乙と丙の間において解決されなければならないこと。
- 3 第 1 項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 42 条の 2 の規定に基づき、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

（業務の一時停止）

- 第 13 条 乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

（契約の解除及び違約金）

- 第 14 条 甲は、自己の都合により、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - 3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、前項の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 乙に以下の事由が生じた場合
 - イ 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立て若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合
 - ロ 手形若しくは小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立てを受け、若しくは自ら申し立てた場合
 - ハ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合
 - (2) 甲が行う本契約の履行確認に際し、乙若しくはその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合
 - (3) 乙が第 15 条第 1 項に該当する場合
 - (4) 乙が第 22 条に規定する暴力団排除条項第 1 条、第 2 条又は第 4 条第 2 項に該当する場合

- (5) 前各号のほか、乙が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 542 条第 1 項又は第 2 項の各号に該当する場合
- 4 乙は、第 2 項又は第 3 項に該当する場合、甲に対し、違約金として契約履行未済相当額の 100 分の 10 に相当する金額を支払う。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。
- 5 甲は、第 3 項第 5 号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めたときは、前項の違約金の支払を免除することができる。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除）

第 15 条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除 措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて 準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは同法第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは同法第 95 条第 1 項第 1 号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は同法第 7 条の 7 第 3 項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金）

第 16 条 乙は、本契約に関して、次の各号の一に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は同法第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは同法第 95 条第 1 項第 1 号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起され、有罪判決が確定したとき。
- 2 乙は、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第 7 条の 3 第 1 項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 当該有罪判決が言い渡された裁判において、乙が違反行為の首謀者であると認定されたとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 4 乙が第 1 項及び第 2 項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 337 号。以下「債権管理法施行令」という。）第 29 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365 日で換算する。以下同じ。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

- 第 17 条 甲は、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、第 14 条第 4 項、第 16 条第 1 項及び第 2 項に規定する違約金とは別に、乙に対し、その損害を賠償させることができる。
- 2 乙は、この契約を誠実に履行している途中において、第 14 条第 1 項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日より 30 日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。
- 3 甲は、前項の請求を受けた場合、損害額の確認があるものに限りその損害を賠償することができる。

（再委託）

- 第 18 条 乙は、本件業務の全部を一括して、第三者に委託してはならない。ただし、甲による事前の承認を得た場合はこの限りではない。
- 2 乙は、本契約の一部を第三者に委託する場合には、事前に甲が必要とする事項を記載した書面により甲の承認を得なければならない。また、委託先を変更等する場合においても、事前に甲が必要とする事項を記載した書面により甲の承認を得なければならない。
- 3 乙が、第三者に契約の全部又は一部を請負わせる場合、乙は甲に対し当該第三者のすべての行為及びその結果についての責任を負う。

（管轄裁判所）

- 第 19 条 本契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、岐阜地方裁判所のみとする。

(秘密の保持)

第 20 条 甲及び乙は、本契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(紛争又は疑義の解決方法)

第 21 条 本契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上、解決するものとする。

(暴力団排除)

第 22 条 暴力団排除に関する条項については、別紙「暴力団排除条項」によるものとする。

(人権尊重の取組)

第 23 条 乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)」を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(特記事項)

第 24 条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

2 本契約書本文と、本契約書に添付された仕様書、特記事項が抵触する場合は、仕様書、特記事項が優先する。

上記契約の締結を証するため、この証書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 支出負担行為担当官
岐阜県警察会計担当官 山口 寛峰

乙